

令和3年 11月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

【令和3年11月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和3年11月5日（金）15時00分～17時00分

会 場 芝山町役場南庁舎 2階第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 3 番 | 木 内 昭 博 | 4 番 | 藤 城 英 明 |
| 5 番 | 岩 澤 和 博 | 6 番 | 藤 崎 廣 |
| 7 番 | 井 上 優 | 8 番 | 鈴 木 房 江 |
| 9 番 | 怒 賀 敏 夫 | 10番 | 鈴 木 啓 一 |
| 11番 | 内 田 浩 之 | 12番 | 内 田 静 枝 |

・農地利用最適化推進委員

| | | | |
|-----|---------|-----|-----------|
| 14番 | 香 取 和 成 | 17番 | 宮 野 三 夫 |
| 18番 | 宇 井 義 | 19番 | 中 村 新 一 郎 |
| 20番 | 伊 藤 正 則 | | |

欠席委員

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 15番 | 橋 本 薫 | 16番 | 西 海 敏 郎 |
|-----|-------|-----|---------|

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長代理 松 本 光 芳

事務局

局長 金 親 俊 哉 書記 堀 越 充 書記 石 橋 将

局 長 定刻となりました。
本日は、11月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。
それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局 長 ありがとうございます。
それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。
伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員5名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年11月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時00分）

議 長 議事録署名人の指名を行います。農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行いません。5番 岩澤

和博 委員、6番 藤崎廣 委員。両名を指名いたします。

議 長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

はじめに、議案第1号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。

ここで、説明に入る前に 3番木内昭博委員におかれましては申請人であるため退席をしていただきます。それでは木内昭博委員退席をお願いします。

— 3番木内昭博委員退席後、開始—

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第1号です。
本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、譲渡人の要請のためです。
本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われまます。
以上で、議案の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、隣接地が譲受人の土地であり
問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

— 3番木内昭博委員着席後、再開始 —

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第3条による
所有権移転に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第2号です。
本件は農地法第3条による所有権移転の申請
です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと

おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目につ

いて、申請書に記載された内容が適合するか否

か検討した結果をご説明申し上げますと、農地

法第3条第2項各号には該当しないため、許可

要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説

明させます。

書 記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 適正な土地管理が見込めますので問題ござい
ません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたら願

いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第3号です。
本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、通路用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農地の広がりがある10ha以上の規模の一団の農地であることから「第1種農地」と判断出来ると思われれます。なお、第1種農地の例外規定で、「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

局 長 続きまして、議案第4号です。
本件は農地法第5条による転用を伴う所有権

移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、車両置場兼資材置場のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
いたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第4号は原案どおり可決決定いた
しました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地法第5条による
転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致
します。
事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第5号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、道路用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋）

議案第5号の補足説明をする。

議 長

担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致

します。

事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第6号です。

本件は農地法第4条による転用の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

申請人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、道路用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋）

議案第6号の補足説明をする。

議 長

担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第7号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第7号です。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、新規法人としての経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋）

議案第7号の補足説明をする。

議 長

担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員

法人の新規参入であり、適正な土地利用が見込

めることから問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
いたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第8号、農地法第5条による
転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致
します。

事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第8号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、農業用加工工場のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農地の広がりがある10ha以上の規模の一団の農地であることから「第1種農地」と判断出来ると思われ、なお、第1種農地の例外規定で、「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設の用に供する場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第8号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 地元特産品を取り扱う会社であり、周辺農地へ
の影響もないことから問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議長 それでは、議案第8号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長

続きまして、議案第9号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第9号です。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、駐車場のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農地の広がりがあることから「第1種農地」と判断出来ると思われれます。なお、第1種農地の例外規定で、「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設の用に供する場合。

なお、農業用施設等の管理・利用のために必要不可欠な駐車場・トイレ・事務所等で、その農業用施設等に併設して設置されるもの。」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第9号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 議案第8号に付帯する施設であることから問題
ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第9号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第9号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第10号、農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第10号です。
本件は農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲渡人は、資料に記載のとおりで

す。

申請の理由は、埋蔵文化財調査のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第10号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い

いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第10号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

よって、議案第10号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第11号、令和3年第10次農用地利用集積計画(案)に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第11号です。
本件は、令和3年10月20日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められ

ております。

利用権の新規1件・面積：1,021㎡です。

詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第11号の補足説明をする。

議 長 それでは、議案第11号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第11号は原案どおり可決決定いたしました。

これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。

事務局説明をお願いします。

書 記（石橋） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。

（意見なし）

議 長 以上をもちまして、令和3年11月芝山町農業

委員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でございました。